

## 無保証人型漁業融資促進事業の概要

無保証人型漁業融資促進事業は、中小漁業者等の積極的な設備投資等を行う環境を整備するため、平成23年度予算で措置されたもので、基金協会が保証人は不要、担保は漁業関係資産に限定した保証を行うことができるようにしたもので、保証引受規模は640億円（平成23年度）、事業実施期間は平成28年3月末までとなっている。

### 【内容】

1. 保証対象者は、次の要件を満たす者である。
  - (1) 中小漁業者等
  - (2) 漁業又は水産加工業の事業資金に係る収入及び支出、資産及び負債を他の資金に係る収入及び支出、資産及び負債と区分して管理できる者
2. 保証対象資金は、保険の対象となる全資金。ただし、負債整理資金については、漁業経営維持安定資金に限る。
3. 保証限度額は、本事業としては無いが、基金協会の保証限度額の基金等現在高等の1/5限度額を適用する。
4. 出資金は、会員であれば保証額に応じた出資は不要である。共同利用の場合も、組合が会員であれば保証額に応じた出資は不要となっている。
5. 保証割合は、借入金の100%。
6. 保証料は、協会の資金種類毎の保証料を適用する。
7. 担保は、漁業又は水産加工業の用に供する資産以外の新たな担保の徴求を行わない。また、保証人は、新たな保証人の徴求を行わない。ただし、法人の代表者は除く。
8. 求償権行使の範囲は、①漁業又は水産加工業の用に供する資産、②漁業又は水産加工業の事業収入。ただし、保証引受後、①及び②を①の資産以外の資産の取得に利用した場合は、住居等生活の継続に必要な最小限の資産を除いて、求償権回収の対象とすることが可能。